

総務部

大学で出前授業「独占禁止法教室」を開催
～市場における競争の重要性を学ぶ～

Soumu

公正取引委員会及び公正取引室では、将来を担う若者に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうことを目的として、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、委員及び職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しています。

沖縄地区でも平成16年から開催していますが、公正取引室では、去る11月21日(月)に公正取引委員会の神垣清水委員を講師として、琉球大学観光産業科学部1年生(77名)を対象に「独占禁止法教室」を開催しました。

授業では、①競争のメリット、②公正取引委員会の組織と役割、③独占禁止法が禁止している行為について説明が行われ、卒業後の進路と公正取引委員会との関係について、公務員となった場合や企業の営業部門、購買

部門などに配属された場合での独占禁止法違反行為に留意すべき点など、具体的な講義が行われました。

また、神垣委員は、沖縄には「ゆいまーる」という相互扶助の文化があるが、市場において企業が競争しないことは談合につながり、ひいては企業の成長や消費者の利益が失われることになるとし、学生は熱心に聴講していました。

アンケートでは「高校のときに授業でなんとなく理解したつもりでいたが、今日の講義を受けて、独占禁止法と公正取引委員会についてきちんと理解することができた。」「独占禁止法が市場経済の中で企業や消費者にどのような働きをしているのかを詳しく知ることができた。独占禁止法は企業を縛り付けるだけのものだと思っていたが、弱い立場にある企業を助ける役割もあることに驚いた。」などの意見があり、関心の高さが伺えました。

公正取引室では、中学生、高校生及び大学生への独占禁止法教室の積極的な開催を通じ、今後も、より一層独占禁止法の普及・啓蒙に取り組んでまいります。

独占禁止法教室への講師派遣の御要望がありましたら、お気軽に当室まで御連絡ください。



講義の様子

独占禁止法教室に関する問い合わせ

総務部公正取引室

098-866-0049

総務部
経済産業部

交付しよう 発注書面 トラブル回避の第一歩
～下請取引適正化推進講習会を開催～

Soumu

Keizaisangyou

親事業者(発注者)から下請事業者(受注者)へと発注されているさまざまな委託業務。このような下請取引では、仕事を委託する側の親事業者は、下請事業者よりも優位な立場にあると考えられます。このため、親事業者の一方的な都合によって、下請代金の支払いが遅れてしまったり、代金を不当に引き下げられたり、下請事業者が不利な扱いを受けている場合が少なくありません。

そこで、下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたのが「下請法(正式名称:下請代金支払遅延等防止法)」です。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、発注書面の交付義務や下請代金の支払遅延の禁止など親事業者に4つの義務及び11の禁止事項を具体的に定めています。もし、違反が認

められた場合には、簡易な手続で迅速に改善を求め、下請事業者を守ることができる仕組みになっています。

沖縄総合事務局では、下請取引適正化推進月間の一環として、去る11月18日(金)に那覇第2地方合同庁舎1号館大会議室において下請取引適正化推進講習会を開催しました。講習会において、親事業者の下請取引担当者等を対象に下請法及び下請中小企業振興法等の趣旨・内容の説明や、中小企業の企業間取引に関する相談や弁護士による無料相談等を行う下請かけこみ寺事業の紹介を行いました。

当局では、下請法に関する御相談や御質問を随時受け付けています。また、下請かけこみ寺(県内では(財)沖縄県産業振興公社内に設置)に相談員を設置し、下請取引などの企業間取引に関する御相談に応じています。



講習会の様子

相談窓口

総務部公正取引室

098-866-0049

経済産業部中小企業課

098-866-1755

(財)沖縄県産業振興公社 下請かけこみ寺

098-859-6237

財務部

「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を開催

Zaimu

12月3日(土)、金融庁及び当局の主催による「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を那覇市ぶんかテンブス館において開催しました。

このシンポジウムは、近年増加している金融商品・サービスを巡るトラブルについて、被害の発生や拡大を防止する観点から、基調講演や管内での取組事例・トラブル事例を紹介することによって、地域の住民の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意喚起を図ることを目的に開催したもので、地域の方々140人が参加されました。

今回のシンポジウムでは、樋谷局長の挨拶の後、消費者金融問題や多重債務問題の第一人者である日本弁護士連合会会長の宇都宮健児弁護士が「多重債務問題と高利回りをうたう悪質商法について」と題して基調講演を行いました。宇都宮弁護士からは、多重債務の解決方法や高利回り

をうたう悪質商法の実態と対策について、御自身の経験やデータを踏まえた懇切丁寧なお話がありました。

基調講演の後、プレゼンテーションとして、NPO法人 消費者センター沖縄理事で消費生活アドバイザーの赤嶺和子氏が、「金融に関するトラブル」～消費生活相談窓口から～と題して、また、当局財務部幅崎秀一金融監督課長が、「金融トラブルにご用心!」～そのお話、大丈夫ですか?～と題して、それぞれトラブル事例・取組事例を紹介し、注意喚起を促しました。

最後に、講師の方々が参加者からの質問に対し、回答やアドバイスを行い、2時間余にわたるシンポジウムを終了しました。

参加者からは、「多重債務問題と悪徳商法の実態がよく分かった。」、「金融トラブルに注意しなければいけないと感じた。」等の感想が寄せられました。



シンポジウムの模様

農林水産部

六次産業化法に基づく総合化事業計画の
第2回認定証交付式

Nourinsuisan

「六次産業化法に基づく総合化事業計画の第2回認定証交付式」を、11月2日沖縄総合事務局において行いました。

今回は、平成23年3月1日に全面施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化法)に基づき申請された「総合化事業計画」について、本法施行後第2回目として3件の認定を行い、沖縄では第1回目の6件と合わせて9件の認定となりました。

本認定を受けると、新スーパーS資金(短期運転資金)の融資対象となるほか、6次産業化プランナーによる事

業計画実施のアドバイス等の支援を受けることができます。

なお、沖縄総合事務局では、引き続き六次産業化法に基づく事業計画の申請を受け付けています。関心をお持ちの方は、下記の6次産業化総合相談窓口までお問い合わせください。

6次産業化総合相談窓口

農林水産部食品・環境課

金城、来間、呉屋

那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎2号館8階

TEL:098-866-1673



【今回認定された農林漁業者】

合同会社

農業生産マティダファーム

株式会社 うるずんファーム

農業生産法人

有限会社 沖縄農芸

有限会社 沖縄アロエ

(共同申請)

農林水産部

伊江村の花き選別施設、黒糖工場の落成 ～輪ギクと黒糖の産地化を目指して～

Nourinsuisan

平成23年10月28日に「伊江村花き選別施設」の落成式が行われました。施設内には、伊江村の主力農産物である輪ギクの自動選別機が整備されており、今後、選別・出荷作業にかかるキク農家の負担軽減が図られることとなります。

また、平成23年12月7日には「伊江村特産品(さとうきび)加工施設」(黒糖工場)の落成式が行われました。伊江村には、かつて製糖工場がありましたが、平成16年に閉鎖されたあと、さとうきびは球陽製糖(うるま市)に運搬されており、その運搬コストは伊江村のさとうきび農家の大きな負担となっていました。

花き選別施設、黒糖工場の落成により、余剰時間を活用した高品質なキクの生産等によるキク農家の所得

向上や、さとうきびの安定生産によりさとうきび農家の経営改善が図られ、

伊江村経済が活性化することが期待されています。



花き選別施設内に設置された自動選別機



大城村長(左から4人目)など関係者によるテープカット



大城村長(左から6人目)など関係者によるテープカット



落成式典の様子

農林水産部

「担い手確保・農地集積対策」に係る沖縄地域説明会の開催

Nourinsuisan

我が国の食と農林漁業の再生を早急に図るため、食と農林漁業の再生推進本部(本部長:内閣総理大臣)が昨年10月に決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、農林漁業再生のための7つの基本戦略が示され、今後5年間で施策を集中的に展開することになりました。

その戦略の1番目である持続可能な農業の実現に向け、農林水産省では平成24年度から「担い手確保・農地集積」に係る新たな施策を講ずることにより、新規就農の増大と農地集積の推進を図ることとしています。

沖縄総合事務局では、農林水産省の平成24年度予算の柱である本施策に係る沖縄地域での説明会を昨年11月15日に開催しました。

これは、現場の担当者に早い段階で周知し、地域での円滑な推進を図るために実施されたもので、説明会には県、市町村、農業関係団体から担当者が約100名出席し、農林水産省経営局担当官による説明の後、質疑応答が行われました。

沖縄農業の持続的発展のためには、

担い手の確保、農地の有効利用等が重要であることから、本施策に係る地域対応のあり方や沖縄の基幹作物であるさとうきびの扱いなど、本施策の円滑な実施に向けた熱心な質疑が行われるとともに、参加者から多くの意見・要望が出されました。



参加者の質問に答える説明者



説明に聞き入る参加者

経済産業部

第2回沖縄ソーシャルビジネス振興連絡会の開催

Keizaisangyou

ソーシャルビジネスとは、子育て、介護、環境保護、まちづくり・まちおこし等の社会的課題を、ビジネスという手法を用いて解決していく継続的な事業活動のことです。従前の営利を目的とした「会社」や、無報酬の善意による「ボランティア活動」とも異なる新しい事業形態であり、今後地域経済の活性化や新たな雇用創出につながるものと期待されています。

平成23年10月20日(木)、沖縄総合事務局において、平成23年度第2回沖縄ソーシャルビジネス振興連絡会を開催しました。本連絡会は、県内のソーシャルビジネスを効果的に支援することで、新たな産業の創出や地域の活性化を図ることを目的としています。

出席者は沖縄県、沖縄振興開発金融公庫、沖縄県産業振興公社、しまん

ちゅビジネス協議会等8団体で、支援機関の連携強化のため、今回から那覇市NPO活動支援センターと公益財団法人みらいファンドをメンバーに加え、活発な議論を交わしました。

出席者からは、「思いは強いが、事業計画が作れない」、「資金調達力が弱い」、「事業を継続できない」等、ソーシャルビジネスを展開する事業主が抱える課題や、「企業がNPOに寄付したときの税務計算が煩雑なの

で、寄付税制を理解する税理士が必要」、「企業との協働を求めても企業側のCSR(社会的責任)に対する認識が弱い」等の現状の課題について、意見がありました。

この他、本連絡会が連携して課題解決に取り組むことや、沖縄ソーシャルビジネスフォーラム(仮称)の開催に向けて、その内容について討議を行いました。



会場の様子



山内部長挨拶

経済産業部

「ビジネスプロデューサー養成講座」の開催

Keizaisangyou

沖縄総合事務局では、平成23年10月14日から、カルチャーリゾートフェストーン(宜野湾市)にて、ビジネスプロデューサー養成講座(全7回)を開催しています。

沖縄の中小企業は、小規模ながら地域資源を活かした新商品や、独創的発想による新技術・工法などを数多く生み出しています。しかし、知的財産の保護・活用が経営全体の中で上手く取り入れられていない事例が多く見受けられます。

そこで、ビジネスプロデューサー養成講座は、経営者や幹部社員、自治体及び支援機関スタッフといった多種多様な受講生に対する実践型講座と実地フォローアップ・実地研修を実施することで、知的財産戦略に基づくビジネスモデル創出と事業化スキルを習得し、沖縄地域における知的財産経営を支える人材の育成を行うことを目的に開催されています。

これまでの6回の講座の中では、「ビジネスを取り巻く環境の変化とこ

れからのビジネス概念“Field Alliance®”」、「ビジネスプロデューサーの必要性和役割」、「ビジネスモデルとは何か」、「ビジネスモデルを創出するための勘所」、「ビジネスをプロデュースする視点」及び「ビジネスモデルと事業戦略、知財戦略」について、専門家による講義が行われました。

これらの講座で学んだ内容を踏まえながら、受講生は4~5人程度の小

グループを作り、グループ内で設けた開発テーマに基づく新たなビジネスモデル創出のための検討を本講座の時間内外で活発に行い、第5回では創出されたビジネスモデルの中間発表を実施しました。

最終回となる第7回ではグループワークでまとめられたビジネスモデルの最終成果発表をグループごとに実施する予定です。



問い合わせ先

経済産業部 地域経済課 特許室 與那嶺、鯉沼

TEL:098-866-1730 FAX:098-860-1735